

## 東京都共同募金会 あきる野地区配分推薦委員会会則

### (目的)

第1条 本委員会は、東京都共同募金会あきる野地区配分推薦委員会（以下、「推薦委員会」という。）とし、あきる野地区の住民の地域福祉ニーズに応じて、地域における配分を調整し、東京都共同募金会の配分委員会に対して意見具申を行い、地域の福祉ニーズを反映させることを目的とする。

### (推薦委員会の職務)

第2条 推薦委員会は、上記の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- (1) 地区配分については、公募により申請を受け付け、地区の福祉ニーズに基づき、順位を付して推薦を行うこと。
- (2) 地域内の施設・団体から、東京都共同募金会に対し、整備費、特別事業費（臨時費申請）等の申請があった際に、地域の意見に基づく意見書を交付すること。
- (3) 地区内の社会福祉協議会から申請された歳末たすけあい運動による配分計画について地区の福祉ニーズに基づき、推薦を行うこと。
- (4) 地区で、生活保護世帯に火災が発生した際に、火災見舞金を交付すること。
- (5) 地区内で、共同募金配分についての周知・広報活動を行うこと。
- (6) その他、目的達成のために必要なこと。

### (構成)

第3条 推薦委員会は、推薦委員を持って構成し、あきる野地区協力会会長において委嘱する。

- 2 推薦委員は、地区の住民組織、学識経験者、社会福祉関係団体等、地域の福祉ニーズを公正に代表するものの中から選出する。
- 3 推薦委員会の委員定数は10名以内とする

### (役員及び職務)

第4条 推薦委員会には委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、推薦委員会を代表して会務を統括し、委員会を招集して議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員会に出席し、推薦委員会の業務決定に参画する。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。委員欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第6条 委員会は委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数の賛成をもって委員会の意見とする。ただし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

- 2 委員会は、諸規定を定めることができる。
- 3 日常の軽易な業務並びに緊急を要する事項は、委員長が専決し、委員会に報告する。

(事務局)

第7条 推薦委員会の事務を処理するために事務局を置き、事務局長及び会計責任者を委員長が任命する。

- 2 推薦委員会は、事務局をあきる野市社会福祉協議会内に置く。

(会計)

第8条 推薦委員会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

- 2 推薦委員会の事務費は東京都共同募金会からの交付金、その他の収入を充てる。

付則 1. 本会則は、平成23年4月1日から施行する。